

成年後見制度に関する相談窓口

公益社団法人 北海道社会福祉士会
権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」

電話 011-213-1313

相談日 月～金(9:30～12:00、13:00～16:30)

電話・来所相談：無料

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階



社会福祉士は、社会福祉に関する相談援助を業務とする国が定めた専門職(国家資格者)です。成年後見活動をするために、成年後見人養成研修を実施し、権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」を立ち上げ、登録された会員が、後見活動を行っています。

司法書士が会員の相談センター

成年後見センター リーガルサポート

札幌支部 電話 (011) 280-7077 函館支部 電話 (0138) 27-0726
事務局 (011) 280-7078 旭川支部 電話 (0166) 51-9058
相談日 月～金(12:00～15:00) 釧路支部 電話 (0154) 41-8332
電話相談：無料

弁護士による相談センター

札幌弁護士会 高齢者・障害者支援センター「ホッと」

予約制
電話 (011) 242-4165 (10:00～16:00)
来館相談 毎週火曜日(10:00～12:00) 40分 5,000円
出張相談 実施地域は札幌市のみ 60分 15,000円(交通費込)
※生活保護世帯については相談料免除

旭川弁護士会 高齢者・障害者財産管理センター

予約制
電話 (0166) 51-9527 (旭川弁護士会事務局内)
相談日 毎週金曜日(13:30～15:30) 30分 5,250円

税理士による相談センター

北海道税理士会

予約制
電話 (011) 621-7101
相談日 月～金(9:00～17:00)
電話・来所相談：無料 出張相談は交通費実費

■ 道内の主要な家庭裁判所

	住所	電話番号
札幌家庭裁判所	060-0042 札幌市中央区大通西12丁目	011-221-7281
函館家庭裁判所	040-8602 函館市上新川町1-8	0138-42-2151
旭川家庭裁判所	070-8641 旭川市花咲町4丁目	0166-51-6251
釧路家庭裁判所	085-0824 釧路市柏木町4-7	0154-41-4171

権利擁護センター

ぱあとなあ 北海道

公益社団法人 北海道社会福祉士会

北海道社会福祉士会では、「権利擁護センターぱあとなあ北海道」を立ち上げて、成年後見活動を行っています。

あなたらしく生きるために社会福祉士が
成年後見制度
の利用をお手伝いいたします



電話相談

011-213-1313

公益社団法人 北海道社会福祉士会

<事務所> 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階

TEL (011)213-1313 FAX (011)213-1314

E-mail info@hokkaido-csw.or.jp

成年後見制度とは？



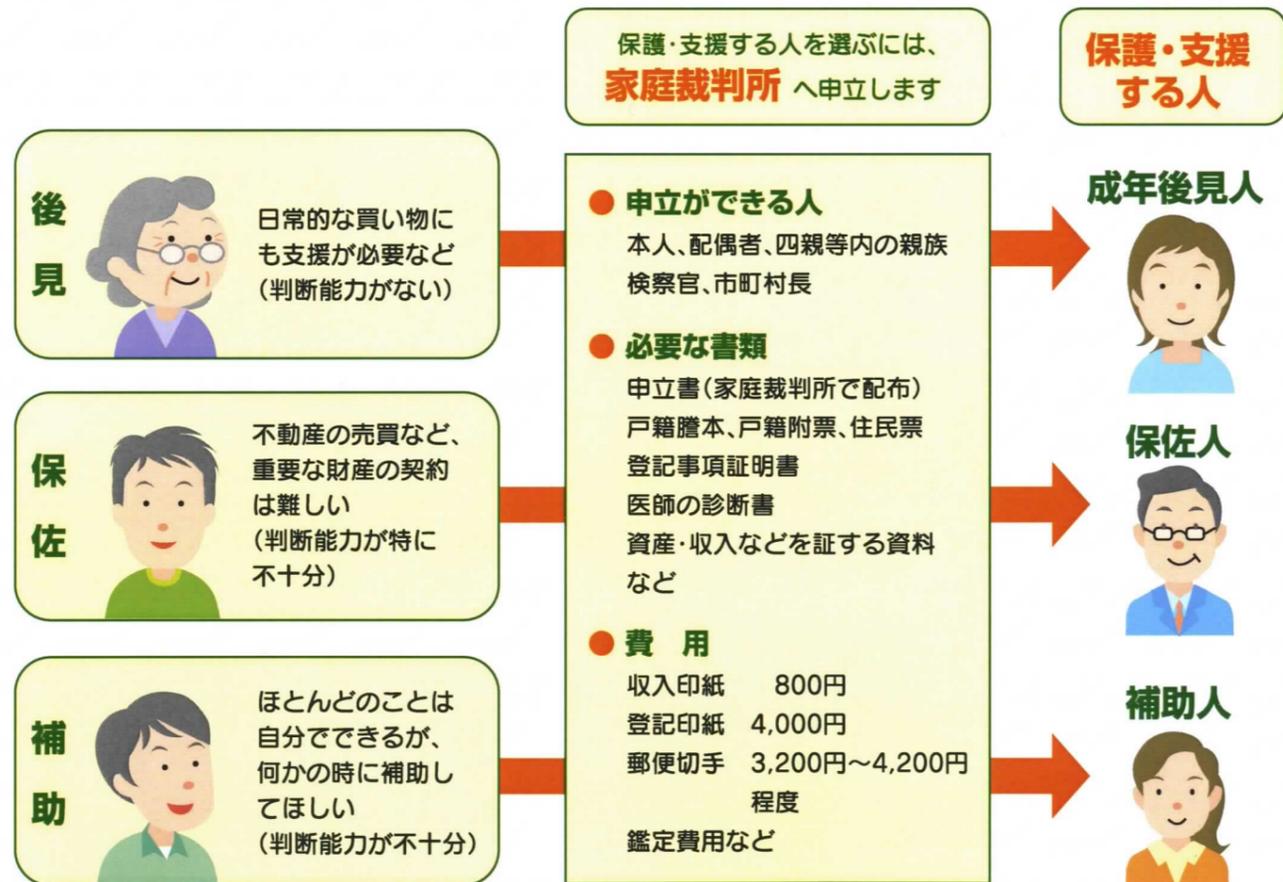
高齢や障がいにより判断能力が不十分な方のために、保護・支援する人を選んで、生活や財産に関することを行い、その方の権利を守るための制度です。成年後見制度には、「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります。

例えば、こんな時…



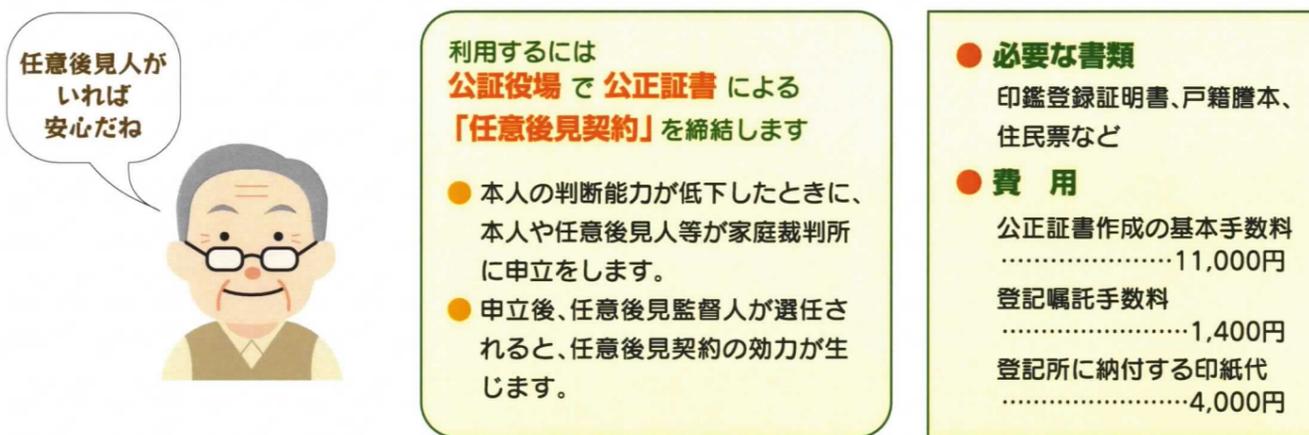
法定後見制度

すでに判断能力がない、あるいは不十分な方が対象です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の三つの類型に分けられます。



任意後見制度

判断能力がある方が対象です。将来、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ自分で選んだ代理人(任意後見人)に、契約で決めておいた施設入所契約や財産管理などの代理権を与える制度です。



任意後見契約と公正証書遺言の作成は道内の公証役場へ

公証役場	所在地	電話番号
札幌	〒060-0042 札幌市中央区大通西4-1 道銀ビル10階	011-241-4267
大通	〒060-0061 札幌市中央区南1条西10-4-167 小六第一ビル6階	011-272-2565
札幌中	〒060-0042 札幌市中央区大通西11-4 登記センタービル5階	011-271-4977
小樽	〒047-0031 小樽市色内1-9-1 松田ビル1階	0134-22-4530
岩見沢	〒068-0024 岩見沢市4条西1-2-5 明治生命岩見沢ビル2階	0126-22-1752
室蘭	〒050-0083 室蘭市東町2-24-15	0143-44-8630
苫小牧	〒053-0022 苫小牧市表町2-3-23 エイシンビル2階	0144-36-7769
滝川	〒073-0022 滝川市大町1-8-27 振興公社管理ビル1階	0125-24-1218
函館合同	〒040-0063 函館市若松町15-7-51 函館北洋ビル5階	0138-22-5661
旭川合同	〒070-0034 旭川市4条通9-1704-12 朝日生命旭川ビル2階	0166-23-0098
名寄	〒096-0011 名寄市西1条南9-35	01654-3-3131
釧路合同	〒085-0014 釧路市末広町7-2 金森ビル	0154-25-1365
帯広合同	〒080-0012 帯広市2条南10-10 かじのビル3階	0155-22-6789
北見	〒090-0024 北見市4条東1 双進ビル3階	0157-31-2511
網走	〒093-0016 網走市南6条西2-2 セントラルプラザ2階	0152-43-1661

成年後見人等に与えられる権限

代理権

本人のために、本人に代わって契約を行います。
例)施設入所契約など

同意権・取消権

本人が行った、本人にとって不利益な契約を取り消すことができます。
例)必要がないのに、訪問販売で買った浄水器の契約取消など

